

## 業績目標 1-3-3：不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

<b>上記目標の概要</b>	<p>国税における不服申立て制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。</p> <p>このため、納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>業1-3-3-1： 不服申立ての適正・迅速な処理 業1-3-3-2： 裁決事例の公表の充実</p>
----------------	--

## 業績目標1-3-3についての評価結果

業績目標についての評定		<b>A 相当程度進展あり</b>
<b>評定の理由</b>	<p>施策「業1-3-3-2」の評定が「s 目標達成」でしたが、「業1-3-3-1」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>	
<b>業績の分析</b>	<p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>簡易迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。</p> <p>(中略)</p> <p>審査請求については、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点の確認表を作成・交付するなど、国税審判官等が審理の手続や審理状況の透明性に配意するとともに、適切な進行管理を行ったことにより、適正・迅速に処理しました。</p> <p>裁決事例のホームページへの公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに過去の参考判例を付記するなどした上で新たに45事例を公表し、その充実を図りました。</p>	



## 業1－3－3－1に係る参考情報

### 参考指標 1：再調査の請求の状況 (省略)

### 参考指標 2：審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
期首繰越件数	1,620	1,407	1,936	2,414	2,595
請求件数	2,098	2,488	2,953	3,104	2,563
処理件数	2,311	1,959	2,475	2,923	2,846
請求認容件数	184	241	202	216	375
請求認容割合	8.0	12.3	8.2	7.4	13.2
期末繰越件数	1,407	1,936	2,414	2,595	2,312

(出所) 国税不服審判所調

(注) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

### 参考指標 3：訴訟の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
期首係属件数	256	225	210	199	203
発生件数	231	230	199	181	223
終結件数	262	245	210	177	216
原告勝訴件数	22	11	21	6	21
原告勝訴割合	8.4	4.5	10.0	3.4	9.7
期末係属件数	225	210	199	203	210

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課、国税不服審判所調

(注) 「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告（原告訴訟の場合は被告）である納税者の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

施策	業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実								
測定指標 (定性的な指標)	<p>[主要]業1-3-3-2-B-1：裁決事例の公表の充実</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">目標</td><td>裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。</td><td style="background-color: #e0f2f1;">達成度</td></tr> <tr> <td></td><td>(目標の設定の根拠) 裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。</td><td></td></tr> </table>			目標	裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。	達成度		(目標の設定の根拠) 裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。	
目標	裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。	達成度							
	(目標の設定の根拠) 裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。								
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 新たに45事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど公表事例の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 裁決事例の公表の充実を図るため、令和元事務年度は、引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに45事例を国税不服審判所ホームページ (<a href="https://www.kfs.go.jp">https://www.kfs.go.jp</a>) に掲載・公表しました。 また、参考判例がある場合は、裁決事例ごとに、これを付記した上で、国税不服審判所ホームページに掲載・公表するなど、裁決事例の公表の充実に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 なお、国税不服審判所ホームページには、令和元事務年度末現在で、平成4年から令和元年までにされた裁決の中から1,804事例を掲載しており、引き続き、裁決事例の公表の充実に努めてまいります。</p>		○						
施策についての評定			s 目標達成						
評定の理由			測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

### 業1-3-3-2に係る参考情報

参考指標 1：国税不服審判所ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アクセス件数	1,334	1,510	1,762	1,859	1,703

(出所) 国税不服審判所調

(注) 国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨（平成8年7月以降のもの）、国税不服審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

<b>評価結果の反映</b>	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。
	<p><b>(業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理)</b>            (中略)            また、審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配意しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行うとともに、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めます。            処理に当たっては、個々の事件の態様に応じた進行管理の徹底を図り、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集ができる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めます。</p> <p><b>(業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実)</b>            裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実を図ります。</p>

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし				
<b>実績目標に係る予算額</b>	区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
予算の状況 (千円)	当初予算	4,901,636	4,914,864	4,855,927	4,828,069
	補正予算	△44,840	△75,286	△91,618	—
	繰越等	0	0	N.A.	
	合計	4,856,796	4,839,578	N.A.	
	執行額(千円)	4,674,729	4,657,853	N.A.	

(注) 令和元年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和2年11月頃に確定するため、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。

**(概要)**  
 国税不服審判所の運営等に必要な経費、審査請求の調査及び審理に必要な経費

<b>業績評価に関連する施政方針演説等の内閣の主な重要政策</b>	該当なし
<b>実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	国税庁レポート2020（令和2年6月国税庁）、令和元年度における再調査の請求の概要（令和2年6月国税庁）、令和元年度における審査請求の概要（令和2年6月国税不服審判所）、令和元年度における訴訟の概要（令和2年6月国税庁）

<b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b>	<b>(業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理)</b> (中略) また、審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手續や審理状況の透明性に配意しつつ、公正かつ中立な立場で充実した調査・審理を行うとともに、進行管理の更なる徹底を図るなどして、事件処理の適正性・迅速性を一層高めるよう努めました。
	<b>(業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実)</b> 裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなどにより、公表事例がより有用なものとなるよう、引き続きその充実を図りました。